

はじめに

神戸市では、昭和52年(1977年)に、福祉のまちづくりの総合的推進を図る目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という)を制定しました。

市民福祉条例では、福祉は市民・事業者・行政がお互いに協力し合いながら主体となり、一体となって取り組むべきものであるという「**市民福祉**」を基本理念と定めています。市民福祉条例に基づき、これまで時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による、先駆的な取り組みを行ってきました。

“こうべ”の市民福祉総合計画2015(計画期間：平成23年度～27年度)は、社会情勢の変化や家族・地域の状況変化にともない生じている市民福祉の諸課題に対応するための、新たな施策や重点化すべき施策について市民・事業者が参画し、積極的な意見交換もふまえ、とりまとめられたものであり、**全ての市民の生活の質向上のため、広範囲にわたる市民福祉の総合的・体系的な推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く地域福祉推進のための計画**です。